



長野県報

5月24日(月)
平成16年
(2004年)
第1560号

目次

規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部改正（人事活性化チーム） 1

告示

全水道長野水道労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（地方労働委員会事務局） 1

公告

随意契約の相手方の決定（市町村課） 2

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（3件）（産業振興課） 2

国土調査調査法に基づく成果の認証（農村整備課） 4



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年5月24日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第33号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第30条に次の1項を加える。

3 産業活性化・雇用創出推進局に、若年者に対する適職相談、職業情報の提供及び職業能力開発の支援に関する事務をつかさどらせるため、若年者就業サポートセンターを置く。

別表第33の産業活性化・雇用創出推進局の項を次のように改める。

産業活性化・雇用創出推進局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	若年者就業サポートセンター所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（事務処理規則の一部改正）

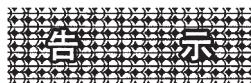
2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「又は」を「、産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長又は」に改める。

別表第6中「税務課分室長及び」を「税務課分室長、産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長及び」に改める。

め、同1の(1)中「分室」を「分室又は若年者就業サポートセンター」に改め、同3中「危機管理・消防防災課消防防災航空分室長」を「産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長及び危機管理・消防防災課消防防災航空分室長」に改める。

人事活性化チーム



長野県地方労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、平成16年5月12日、長野市公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する全水道長野水道労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、次の表に掲げるとおり認定しました。

なお、平成7年長野県地方労働委員会告示第1号（全水道長野水道労働組合の非組合員の範囲の認定）は、廃止します。

平成16年5月24日

長野県地方労働委員会

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
水道局	局長 参事 技幹 次長 課長 センター所長 水道対策主幹